

立川市における生涯学習の振興方策について

(答 申)

令和6年12月

立川市生涯学習推進審議会

目次

答申にあたって	2
第1章 生涯学習社会の実現	3
第2章 施策の体系(案)	5
第3章 重点施策について	6
第4章 施策目標、施策の方向、具体化の取組	7

答申にあたって

このページは後で修正

本答申は、令和7年度を初年度とする立川市第7次生涯学習推進計画を策定するため、令和●年●月●日、立川市長より「立川市における生涯学習の振興方策について」との諮問を受け、●回の審議を経て取りまとめたものである。については、審議会での審議結果を踏まえ、次のとおり答申する。

令和6年12月●日

立川市生涯学習推進審議会 会長 倉持伸江

第1章 生涯学習社会の実現

—市民の共学・協働が育むまちづくり

立川市では、平成4（1992）年度に第1次生涯学習推進計画を策定以降、平成27（2015）年度に策定された第5次計画まで、時代の変化や市民のニーズ、地域の実情に応じて生涯学習を推進するための計画を策定してきました。教育基本法第三条でも、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とその理念が示されています。そこで、生涯学習社会の実現に向けて、市民が主体的に共に学びあう「共学」、生涯学習による社会参加とまちづくり、市民と行政との協働による生涯学習推進といった、これまでの計画で重視してきた理念を、第6次計画でも継承すべきと考えます。

そのうえで、第5次計画からの状況の変化を踏まえ、新たに取り入れるべき観点として以下のようなことを提案します。

生涯学習はすべての人の成長や自己実現、生きがいや生活課題の解決といった一人ひとりのためのものであるだけではなく、人ととのつながりづくりや地域課題の解決、まちづくりといった地域にとっても重要なものです。生涯学習推進計画の取組状況について生涯学習推進審議会が評価コメントを検討する中で、生涯学習の成果は、すぐに目に見える形で現れるものではなく、地域を担う将来世代を育む長期的な視点に立った取り組みが重要であることを再認識しました。市民の学びの力をまちづくりに生かすためには、持続可能なしくみをつくることが必要です。

立川市が行った「生涯学習に関するアンケート」（平成30（2018）年10月実施）では、前回調査時（平成25（2013）年）と比較して、「何らかの生涯学習をした」人はやや増加する一方で、「特に学習をする必要がない」「生涯学習をしたいとは思わない」という人も増えていることが分かりました。また、「たちかわ市民交流大学」をはじめとする各種取り組みの認知度が上昇し、一定の成果が出ていることが分かった一方で、情報提供などの面でインターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用を求める声が高まりを見せていることも浮き彫りとなりました。次期計画では、学びたい人にこたえるだけではなく、多様な市民のニーズにこたえる事業の推進やすべての人が学べる機会の提供、さらにはさまざまな媒体の活用による広報や学びの裾野を広げる情報発信により力を入れて取り組むことが求められます。

立川市生涯学習推進審議会では、市長からの諮問（平成29（2017）年7月）に応じ、平成31（2019）年1月に「『学社一体』へ向けた取り組みにおける地域学習館のあり方について」を答申しました。すでに学校教育・生涯学習（社会教育）の両面で「立川市民科」が展開されていますが、特に生涯学習における「立川市民科」について、「地域について知る」学びから、「地域について知り、学びあいを通して共有し、今後どうしていいか考え、実際に働きかける」ようなものに発展させ、積極的に推進していくことが求められます。また「学社一体」の実現に向けて、学校と地域学習館の相互理解を深めるしくみづくりや、「学社一体」を支える学校関係者、地域学習館職員、地域のさまざまな施設・団体とのネットワークの構築を進めてください。

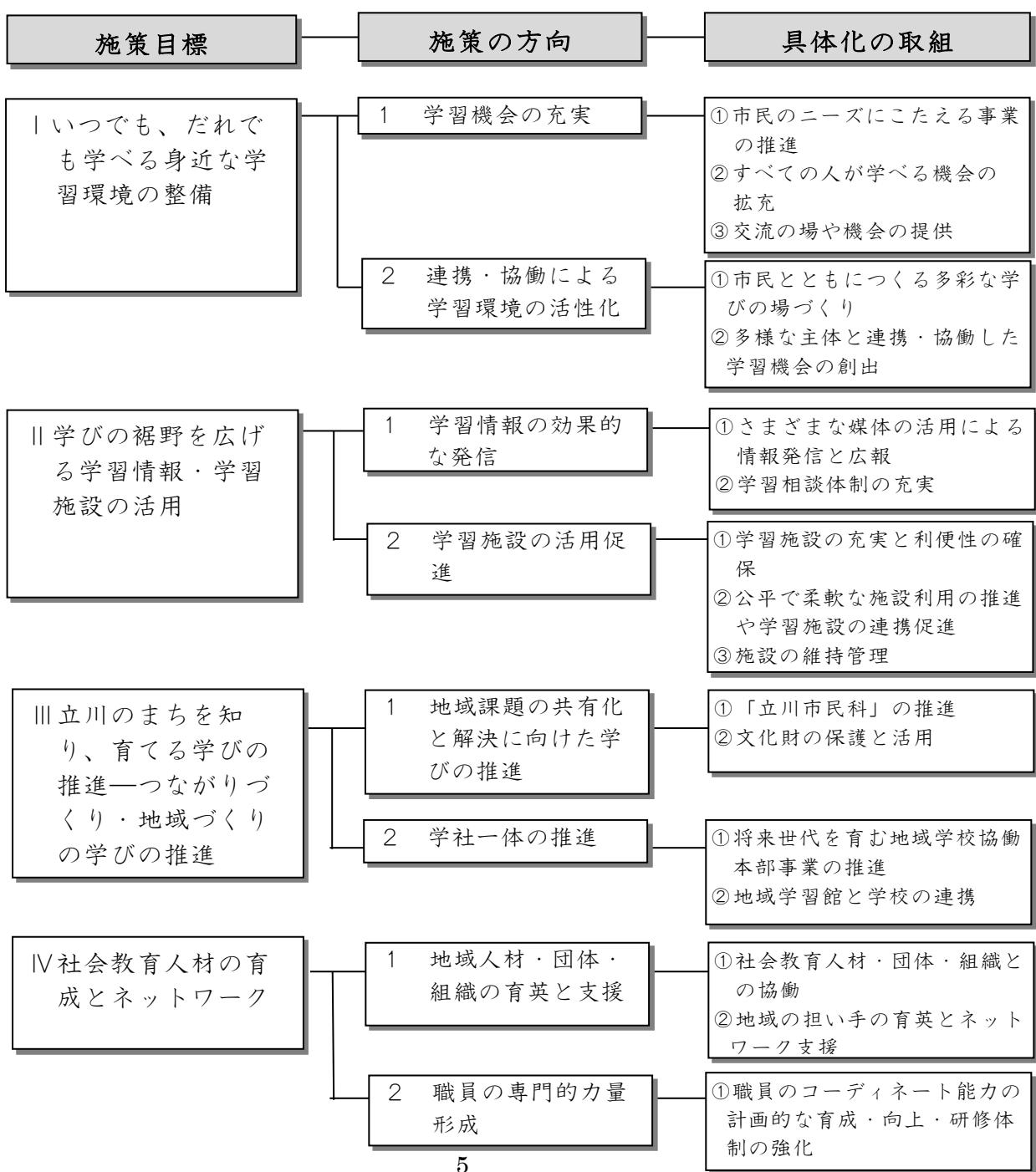
さらには、地域に身近に安心して参加しやすい学びの場が確保されていることも重要です。施設再編計画の最中ではありますが、学習施設の充実と利便性の拡充、施設の維持管理に努めてください。

立川市の生涯学習は「共学」「協働」によって推進されてきました。この特徴をより一層生かしながら、市民と共に学びの場づくり、各種団体・組織などと連携した学習機会の創出、学びに関わる市民や組織との協働を進めるこことを期待します。

第2章 施策の体系（案）

重点施策

- 市民の学びがまちづくりにつながるしくみづくり
- たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働の学びの推進
- 学習拠点としての地域学習館の機能の強化
- デジタル化の推進による学びの多様な展開



第3章 重点施策について

立川市第7次生涯学習推進計画では、基本目標である「生涯学習社会の実現 — 市民の共学・協働が育むまちづくり」を実現するために、4つの重点施策を提案します。

これらの重点施策は、立川市の生涯学習を推進する施策の基盤となるものです。

● 市民の学びがまちづくりにつながるしくみづくり

市民の主体的な学びは、一人ひとりの生涯にわたる成長といきいきとした暮らしのためだけではなく、地域につながりをつくり、魅力と活気ある地域社会を実現するためにも不可欠です。市民が地域の中で地域から学び、地域の課題を共有し、学んだ成果を地域で生かす活動は、立川市の文化や歴史を次の世代に伝え、新しい価値を創造する市民主体のまちづくりへつながっていきます。

立川市独自の生涯学習支援のしくみとして定着・発展してきた「たちかわ市民交流大学」、地域の学習拠点として学びあいによる地域のつながりを創出してきた「地域学習館」、子どもから大人まで地域を学び地域を共につくることを目指す「立川市民科」や「学社一体」の取り組みなど、多様で豊かな市民の学びあいや協働を支える立川市ならではのしくみを確立し、充実させていくことが必要です。

● たちかわ市民交流大学とともににつくる共学・協働の学びの推進

たちかわ市民交流大学は、平成19(2007)年に誕生して以降、市民やサークル・団体、NPOやボランティアといった市民組織、市内外の教育機関などと行政が協働し、学習環境を整え、多様な学びを提供してきました。引き続き企画運営委員会、庁内調整委員会、市民推進委員会が中心となって、市民の多彩なニーズに応じた学びを推進することが必要です。市民参加の拡大やさまざまな交流の場の提供、市民のニーズに対応した講座の実施、多様な媒体の活用による情報提供などを通し、市民の自己実現や地域課題の解決、ウェルビングにつながる学びの共創に産官学民が協働して取り組むことが求められます。

● 学習拠点としての地域学習館の機能の強化

公民館としての伝統を持ち、市が職員を配置して運営している地域学習館は、地域の生涯学習拠点として、またコミュニティづくりの拠点として、市民の学習ニーズを探り、学ぶ楽しさを実感できる環境を整備してきました。地域学習館は、運営協議会や利用者、地域団体・組織との協働をさらに進め、住民相互の学びあいの機会を提供し、学習情報の提供や学習相談に応じ、市民の学習活動が活性化するよう必要な支援を行なうことが求められます。

また、市民主体の地域づくりを目指すために、「立川市民科」や地域活性化事業などの取り組み、地域人材の掘り起こしと育成を通して、地域課題の共有化と課題解決に向けた学習活動を推進することが必要です。こうした取り組みを進めていくためには、地域学習館は学校やその他の施設、地域組織、高等教育機関、民間企業などと連携し、コーディネーターとして学びをつなぎ高める役割を果たすことが期待されます。

* 地域学習館にこれから求められる中心的な役割について次回会議で協議したい

● デジタル化の推進による学びの多様な展開

デジタル技術の進展と応用範囲の広がりは目を見張るものがあり、特にコロナ禍以降「デジタル化への対応」は身近な地域課題のひとつになっています。立川市第5次長期総合計画においてもデジタル化の推進は目標に置かれていますが、生涯学習の分野においても、積極的な推進を図る必要があります。

デジタル技術を活用したリモート講座やオンデマンド講座などの学習機会の提供、イベントや講座など情報の発信、学習資料の閲覧や見学、有形・無形の文化財など貴重な資料の保存と活用など、デジタル化を踏まえた学習環境の整備と充実を進めることができます。デジタル化によって学習機会にアクセスしづらい人に対して時間・空間などのバリアフリー化や、学びを通した仲間づくりへの活用なども期待できます。また、デジタル化に向けた学習機会の提供、特に年齢層の高い世代への対応は必須です。さらに、行政機関の情報のデジタル化による見える化、AI技術を活用した業務の効率化は市民サービスの向上につながります。さまざまな面から、これまでにない取り組みが求められます。

第4章 施策目標、施策の方向、具体化の取組

4つの施策目標のもと、それぞれ施策の方向、具体化の取組について提言します。

施策目標I いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備

時間的制約や生活環境の違い、障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、学習権はすべての人に等しく保障されるべきであり、誰もが生涯を通じて学び続けることができるよう、学習機会の充実に努めなければなりません。市民一人ひとりの主体的で自由な自己実現のための学びが、学びあいを通じて地域のつながりをつくり、まちづくり・地域づくりへと展開していく、こうした学習と活動の循環をつくりだすことは、生涯学習の重要な役割です。市民の学びあいを通じた交流から生まれる「知縁・学縁」が、地域課題の解決へと発展していくよう、市民と行政の協働のもと、さまざまな事業を展開してください。

施策の方向1 学習機会の充実

生きがいづくりや地域課題の解決につながる学びの創出に向け、生涯にわたって学び続けられるよう、学習機会の保証とさらなる充実に取り組んでください。

① 市民のニーズにこたえる事業の推進

すべての市民が求める学びの内容、方法、場所を実現する、多彩な学習機会を創出してください。また、市民のニーズがどこにあるのか様々な手段で不斷に調査するとともに、関心・意欲を掘り起こしたり喚起したりするような魅力的な事業を展開してください。

② すべての人が学べる機会の拡充

時間的制約や障害の有無、年齢や性別、国籍の違い、経済的格差などにかかわらず、すべての市民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供を、デジタル技術等も活用して具体的に進めてください。また、これまできっかけがなく地域の中での学びに参加してこなかった市民に向けた、参加しやすい学びはじめの機会を拡充してください。

③ 交流の場や機会の提供

市民同士が交流し、共に学びあうことで生まれる新しいつながりは、新たな気づきや学びの意欲を生むとともに、地域課題に関心を持つ契機となります。講座などの受講者・地域学習館利用者同士や、地域の中で活動する様々な団体・組織の担い手など、世代や国籍、分野や領域を超えた交流の場を設け、知縁・学縁の形成や学びの場の充実・発展を目指すことが求められます。

学校教育関係者と社会教育関係者が交流し、双方の課題やニーズを把握し、新たな価値を創造することができる場を整えることも、「学社一体」の理念を具体的に実現し発展させていくために必要です。

施策の方向2 連携・協働による学習環境の活性化

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応し、市民の学びあいを個々人の成長・自己実現と、地域のつながりづくりやまちづくりにつなげていくため、行政と市民、及び市内外の産官民学、さまざまな団体・組織との積極的な連携・協働を進め、ゆたかな学習環境を実現していくことが期待されます。

① 市民とともにつくる多彩な学びの場づくり

行政のみならず、たちかわ市民交流大学市民推進委員会や地域学習館運営協議会、生涯学習市民リーダー、市内で活動するサークル・団体など、市民の立場で学びの企画・運営を担っている方々と連携し、多種多彩な事業を展開することを期待します。

② 多様な主体と連携・協働した学習機会の創出

市民の生涯学習の充実に向け、学びに関わる多様な機関や組織の調整を行い、連携・協働の推進に取り組んでください。また、市内外の高等教育機関や民間企業などとの連携・協働による独自性・適時性の高い事業を拡充してください。さらに、行政内部の連携を強化し、部門を横断して協働する学習機会が創出されることが期待されます。

施策目標Ⅱ 学びの裾野を広げる学習情報・学習施設の活用

すべての市民が自らに適した手段で学習情報を得られること、身边に学習する場があることは、生涯学習社会を推進する上で重要な要素です。立川市ではさまざまな講座や学級など学習機会がありますが、こうした事業に参加している市民は全体から見ると多いとは言えません。関心はあるが学びの最初の一歩を踏み出せない人、自分にあった学びの機会を見つける人などに、情報を届ける工夫が必要です。情報格差によって知の機会を逸し、不利益や孤立を招くことがないよう、さまざまな方法による学習情報の提供に取り組んでください。「学習情報提供のその先」にある実際の学習活動を見据え、その契機となるよう留意すること、最新の情報を市民に提供するために、府内の関連部署や多様な機関とのネットワークを積極的に構築することも必要です。

+ 学習施設（以前の記述は？）下記「施策の方向2」の末尾に置いております（青マーク一）

施策の方向1 学習情報の効果的な発信

いつでも、どこでも、誰もが必要な情報を分かりやすく入手できるよう、よりよい学習情報の収集・蓄積と提供のあり方について検討してください。

① さまざまな媒体の活用による情報発信と広報

広報たちかわやたちかわ市民交流大学情報誌「きらり・たちかわ」などの紙媒体や、ホームページ、LINEやX、InstagramなどのSNS、動画やラジオも活用し、多様な媒体による情報提供を行ってください。障害のある方など支援が必要な市民に対しても情報を等しく届けられるよう、関連団体とも協力して取り組むことが求められています。

~~SNSは、拡散性が高く広告や広報に有効である一方で、情報が大量かつリアルタイムにやり取りされるメディアでもあるため、認知・拡散されなかった情報はすぐに埋もれてしまいます。行政がただSNSで発信しているだけでは効果に限界があることから、情報の受け手となる市民に認知・拡散してもらうための施策も検討する必要があると思われます。~~ →評価コメント等から再構成

② 学習相談体制の充実

「市民の共学・協働が育むまちづくり」を市民と共に実現していくため、専門的な知識・技術の習得のみならず、地域に密着した人的ネットワークを構築できる職員の育成や、生涯学習に関する相談・助言体制の強化を図ることが求められています。職員には、学習のコーディネーターとして学習情報の提供を通じた市民ニーズを的確にとらえ、市民が抱える課題を学びと結び付け、学習を通して実際に解決できるよう支援していくことが求められています。多言語への対応など、デジタル技術の活用についても検討してください。

・ + 地域学習館の相談機能の向上

施策の方向2 学習施設の活用促進

地域の学習施設は、地域学習館運営協議会を中心に、市民との協働で運営してきました。こうした学習施設のさらなる有効活用を推進するために、学習施設の充実と利便性の拡充、市民一人ひとりのニーズに応じた公平で柔軟な施設利用の工夫、多様な地域施設の積極的な活用、すべての市民に開かれた学習施設としての機能の強化が求められています。すべての市民が共に学び合い、活動できるようにするために、より活用のしやすい環境の実現に向け、整備を引き続き行ってください。

施設の利用にあたっては、自宅のパソコンなどや各施設設置の端末で仮予約ができる施設予約システムを提供するとともに、こうしたシステムの利用が難しい市民にも配慮した、きめ細かい施設の運営方法を検討してください。→要確認

① 学習施設の充実と利便性の確保

公共施設再編が進められていますが、将来にわたって生涯学習・社会教育を推進していくためには「学習の場の確保」は必須条件です。将来的に施設のあり方が変わるとしても、学習施設が持つ「機能」については確実に維持し、さらに充実させるような方策を検討してください。

②公平で柔軟な施設利用の推進や学習施設の連携促進

地域学習館などの学習施設では、利用者の利便性の向上と公平性の確保を目的として、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどから施設の空き状況確認や仮予約ができる施設予約システムを導入しており、幅広い地域からさまざまな年齢層の市民が利用しています。これに対して学習等供用施設は、指定管理者が窓口で直接受け付ける申込方式をとっており、地域住民の身近な学習施設として親しまれています。施設が持つそれぞれの特長を生かして、市民の学習環境の整備と丁寧な情報提供を行うことで、より一層の利用促進が図られることに期待します。

また、地域学習館は、学習等供用施設をはじめ、学校や児童館、図書館、歴史民俗資料館など学びやまちづくりに関わる多様な施設との連携を進め、積極的に活用してください。

③施設の維持管理

施設や備品の老朽化が著しくなっており、学習活動を制限したり疎外したりするひとつの要因となっていることがあります。市民が安心して学習活動を行うことができるよう、適切な更新や維持管理に努めてください。

施策目標Ⅲ 立川のまちを知り、育てる学びの推進一つながりづくり・地域づくりの学びの推進

施策の方向1 地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進

地域課題の共有化と解決に向けた市民の主体的な学びを創出するための支援が必要です。地域について、子どもから大人が学び、活動する機会をより充実させてください。

社会や地域に貢献したいと思っている市民は多くいます。社会をよくしていこうという市民一人ひとりの、よりよい生き方を習得する市民学習を意識した内容で、学びを推進してください。地域課題の認識を深め、解決策の検討に参画し、地域に自らが主体的に参加し協働するまでの流れを意識した方法の充実を図ってください。学びの成果を地域に生かし還元できていることの見える化を図ることにより、それがさらなる学習意欲の向上になり、好循環を生み発展させると期待します。

社会の構成員としての市民が備えるべき市民性の学習が大切です。集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得して、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤形成を図るべきです。

① 「立川市民科」の推進

「立川市民科」は、地域人材の育成という観点で、他の自治体には見られない特徴的な取り組みです。生涯学習における「立川市民科」は市民が主体的に地域と関わり、地域に根差した探究的な学習を深めることにより、地域を大切にする思いを育み、新たな未来を拓いていく、よりよい社会の担い手たる市民としての実践を目的とした学習を目指す必要があります。生涯学習を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、より良い社会の実現に向け、主体的に考え、行動する市民となる学びの場になる事を期待しています。住民としての生活課題や社会課題に対して、生涯学習という手段で、必要な知識の習得のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や課題解決を社会の構成員の一員として主体的に取り組む力を育み、まちに貢献し、まちづくりを担う市民を輩出するための生涯学習を実施してください。

世代を越えた交流や関わりが少なくなっている今、学校教育における「立川市民科」と連動あるいは一体となった取り組みなど、子どもから大人まで多くの市民が参加したくなるような「立川市民科」の活動内容や実施方法の開発が求められます。

② 文化財の保護と活用

立川市には先人たちが築いてきた郷土の豊かな歴史と伝統文化が根づいています。有形・無形の文化財の保護・継承の問題は喫緊の課題であり、生涯学習推進審議会や文化財保護審議会等の専門的機関での検討をふまえて、計画的かつ迅速に取り組んでいくことが求められます。

歴史民俗資料館に収集された資料の保存を迅速かつ的確に行い、文化財としての価値を損なうことがないように保護する必要があります。貴重な地域資料が損失されることを防ぐため、相応の機関と施設を整備することが必然です。資料の保存については、デジタル技術を用いた保存や活用についても検討してください。また、市民とその価値を共有し、市民の財産として未来に受け継ぐために、文化財について知り学ぶ機会を設け、活用について市民とともに検討していくことが大切です。郷土の歴史・文化への興味・関心を引き出し市民主体の活動へ導くような、例えば地域にある文化財を調べて街歩きしブックレット等を作成するような事業や、「立川市史」編さんのために収集した資料の公開・利用についても検討して下さい。

施策の方向2 学社一体の推進

「学社一体」は、社会教育だけで推進されるというものではありません。学校教育と社会教育の両方を担う教育委員会が一体となって、市長部局の関係部署をも巻き込んだ積極的な協議が行われることを期待します。 *学社一体がなぜ必要かを R7 版に説明

① 地域学校協働本部事業の推進

「学社一体」の推進を図るためにには、地域学校協働本部事業の目的や組織、具体的な活動内容等をわかりやすく市民や関係者に周知し、その必要性や価値を共有することが大切です。最新の動向がわかるように情報共有の方法を工夫することで、事業に参加・協力する市民の裾野を広げていくことができます。一方で、子どもを地域で育て守る市民ボランティアとして必要な知識・技術を学ぶ機会や資料をさらに整えてください。

また、地域学校コーディネーターが活動しやすいよう、研修や情報交換の機会を整備するとともに、コーディネーターが地域の資源やネットワークとつながる機会やしくみを積極的につくってください。地域の教育力を高め、子供たちの健やかな成長を育む、顔の見える地域づくりにつなげてください。

③ 地域学習館と学校の連携

地域の学習拠点である地域学習館は、地域と学校の連携・協働を先へ進めるために積極的に役割を果たす必要があります。まずは職場体験や学習成果の発表など学校の教育を地域学習館で実施したり、地域学習館の利用方法や実施する講座等の情報を学校で児童・生徒や保護者に発信するなどの活用等が考えられます。

学校が様々な課題を抱えている状況の中、地域と学校との協働的な関係を再構築していくためには、地域学校コーディネーターと地域学習館のつながりもより緊密にする必要があります。地域学習館は学習館利用団体等の把握や他館とのネットワークを持ち、豊富な学習資源を有しています。つなぎ役として、地域学校コーディネーターと地域学習館が定期的に情報交換をしながら、協力・連携の体制の強化を図りつつ、地域が学校

を支える体制を創り上げていくとともに、地域学習館のコーディネート力も向上させていくことが望まれます。

施策目標IV 社会教育人材の育成とネットワーク

市民一人ひとりの成長や自己実現のための学習から、地域のつながりづくりやまちづくり・地域づくりにつながる学びあいに発展させていくためには、学習活動の企画・運営支援を行う人材の育成や、地域人材のネットワーク化が必要です。また、地域人材の育成と活用のため、地域に人々が集える場（地域学習館・学習等供用施設など）を確保し、より使いやすい施設を目指して設備などの充実を図ってください。

地域人材の育成と活用、ネットワーク化のために、また多様な団体・組織と連携・協働した学習環境の実現のためには、コーディネーターの働きが必要です。そのために、地域に密着し信頼されるコーディネーターの役割を果たす職員の専門性の育成が不可欠です。地域学習館においても、地域の力を引き出し、結び付け、まとめる役割がますます求められます。

施策の方向1 地域人材・団体・組織の育成と支援

① 社会教育人材・団体・組織との協働

これまで立川市では、たちかわ市民交流大学市民推進委員や地域学習館運営協議会委員、生涯学習市民リーダーをはじめとして、各種地域団体や施設利用者団体と共に、それぞれが持つネットワークを生かした地域人材の把握・活用が行われてきました。今後は、さまざまな主体が互いに協働しながら生涯学習施策を推進し、市民力を生かしたまちづくりが実現できるよう多様なネットワークを構築していくことが望まれます。

また、市民の多様な学習ニーズに細やかに応じる学習機会をつくり、学んだ成果を地域で活かす機会を広げていくためには、講座等で主としてボランティアで講師役を担う生涯学習市民リーダーのしくみや支援の在り方を見直し、充実させていくことを求めます。

② 地域の担い手の育成とネットワーク支援

立川市の生涯学習は、多様な市民参画と地域人材の活躍によって成り立っていますが、これらの方々と協働して、自分の持つ知識や技能を地域のために生かしたいと考えている潜在的な人材の掘り起こしに引き続き取り組んでください。例えば、親子で参加できる多世代交流型のイベントを地域学習館で実施するなど、楽しさをきっかけに興味を持ち地域の人との関わりを持つ機会を設定してください。地域の核となって積極的に活動を行い、人と人、人と団体などとの橋渡し役を担っていける地域人材の育成を早急に進

めてください。

施策の方向2 職員の専門的力量形成

地域学習館の職員は地域における学習・活動のコーディネーターとしての重要な役割があります。「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」の実現に向け、いま職員に求められることは、まず、住民の地域活動に自主的に参加する仕掛けづくりやそのための学習活動を支援するといった学習側面に関する力です。次に、身近な課題を発見し住民自らが当事者として解決・解消あるいは実現・具体化するために、連携・協働する力を育成する力（ノウハウ）です。具体的には、住民同士にとどまらず、市職員、公共団体・組織、民間企業やNPO法人などの地域の人材や資源（歴史的遺産）といったものを、結び、まとめ、新たな資産（レガシー遺産）を築いていく力、対話し行動する力が必要です。

市民の学習支援を通して地域への関心を高め、市民協働によるまちづくりを進められるよう、コーディネーターとしての専門的技量を身に付けた職員の養成に取り組んでください。さらに、こうした専門性や市民との信頼関係を、組織として責任をもって育成・継承していくしくみの構築も不可欠です。

ただし「地域学習館としてのコーディネート力」を考える場合、職員だけでは完全ではありません。地域学習館全体の能力を向上させるという考え方に対し、地域学習館運営協議会をはじめとする地域の方々と協働して運営していく力の育成も求められます。求められる役割の大きさに比べて、地域学習館の職員体制は余りに貧弱です。職員体制の充実を強く求めます。

①職員のコーディネート能力の計画的な育成・向上・研修体制の強化

地域学習館などの学習施設や生涯学習情報コーナーなどの学びに関わる窓口は、人と人、人と学びをつなぐ地域の身近な窓口として、市民の生涯学習活動の推進に重要な役割を果たします。また、職員のコーディネート力は、今後の地域学習館のあり方を考える上で無くてはならない能力であり、積極的な能力開発・育成が求められています。

各施設に配置された職員が、利用者や地域団体との情報交換を通して、地域で活動する団体の活動内容や活動の核となる人材を把握し、その情報を必要とする人と結ぶことができるよう、職員のコーディネート能力のより一層の向上に期待します。

また、具体的な地域課題を学びにつなげる企画力、市民と協働して学びを展開する実践力を、研修などを通じて養うことも求められます。

「社会教育主事」は、「学社一体」を推進する上でも大変重要な役割を持っています。職員を社会教育主事として発令し配置することが望ましいですが、それが難しい場合は、社会教育士や社会教育主事有資格者の配置も進めてください。地域学習館職員だけではなく、さまざまな部局の意欲ある職員が新制度を活用することによって、「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」は実現します。既存の社会教育主事資格を持つ職員が「社会教育士」の新しい称号に認証されるために必要な2科目の受講を支援したり、新たに

資格を取得できるよう支援したりするなど、新制度の活用や研修制度の創設も検討の余地があります。

（注）「社会教育士」について

令和2（2020年）4月から施行される「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」により、社会教育主事講習の修了証書を授与された者に「社会教育士（講習）」、大学などにおける社会教育課程において科目の単位の全部を修得した者に「社会教育士（養成課程）」の称号が付与されることになった。「社会教育士」には、社会教育に関する専門的な学習成果を生かし、NPOや企業などの多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくりなどの社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。なお、改正前の社会教育主事講習修了者・大学での必要単位取得者は、新設された「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目を受講することで「社会教育士」を称することができる。

6次にあったが7次にあてはまらなかつた文章です

（I-2 学びあいを通じた知縁・学縁の形成）

市民同士が共に学びあい、高めあうことで生まれる新いつながりは、地域課題に関心を持ち自ら学ぶ契機となっています。こうした知縁・学縁を育み、地域課題の解決や将来世代の育成につなげていくことは、「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」の基盤となるものです。

（III-1 地域人材ネットワークの構築…後半部分）

人生100年時代を迎える、シニア世代が個々の生きがいづくりだけではなく、これまでの生活の中で培ってきた豊かな知識や経験を地域で生かしていくためのしくみづくりがますます必要になっています。また幅広い年齢層が学びを通して地域に関わり、交流し、地域に居場所をつくることで、今後の地域を担いゆく将来世代を育むしくみづくりも必要です。

（III-1-② 地域を担う将来世代を育むしくみづくり）

それぞれの地域によって異なる特色と課題をどのように学びとして取り上げ、共有し、解決に向けて取り組んでいくのか、そのしくみづくりに取り組んでください。地域の学習拠点である地域学習館においては、運営協議会委員がこうした取り組みの計画や運営、評価に積極的に関われるようなしくみを整えるとともに、自治会や社会福祉協議会との連携・協働を図り、出前講座を活用するなどして、地域の中での学習を支えてください。

参加者や利用者からの意見を聞く機会を設けたり、アンケートの実施方法を工夫したりするなど、市民ニーズの把握に努めてください。また、世代間交流の場を設け、地域文化の伝承にも取り組んでいくとともに、これまであまり参加がなかった若い世代の参加を目指して、情報提供の方法や、事業内容・開催時間などについても検討してください。